

## 函館工業高等専門学校学生寮管理運営規程

昭和60年2月4日

函高専達第2号

### (趣旨)

第1条 函館工業高等専門学校学則(昭和37年4月1日制定。以下「学則」という。)第53条第2項の規定に基づき、函館工業高等専門学校学生寮(以下「学生寮」という。)の管理運営に関することを定める。

### (学生寮の定義)

第2条 学生寮は、学校の指導のもとに、共同生活を通して学生寮に入寮している学生(以下「寮生」という。)の人間形成に資するための課外教育施設とする。

### (名称)

第3条 学生寮の名称は、春潮寮と称する。

### (管理及び運営)

第4条 学生寮の管理運営は校長が行う。

2 寮務主事は、校長の命を受けて学生寮の管理運営及び学生寮における寮生の厚生補導に関することを掌理する。

### (寮務委員会)

第5条 函館工業高等専門学校内部組織等規程(平成7年10月20日函高専達第11号)第17条第1項第十七号に規定する寮務委員会は、学生寮の管理運営及び学生寮における寮生の厚生補導に関する事項を調査審議する。

### (入寮及び退寮)

第6条 入寮者は、自宅から通学困難な者及び特別な事情のある者のうちから選考するものとする。

2 入寮の時期は、学年の始めとする。ただし、年度の途中においても入寮させることができる。

3 入寮を希望する学生は、所定の入寮願及びその他函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)が定める書類により、校長に願い出るものとする。

4 入寮の選考に関する事項は、寮務委員会において行う。

5 入寮の許可は、寮務委員会の選考結果に基づき、校長が行う。

6 入寮の許可期間は、当該年度末までとする。

- 7 疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、入寮を許可しないことができる。
- 8 退寮しようとする寮生は、所定の退寮願を提出し、校長の許可を得るものとする。
- 9 学則並びに本校の定める諸規則に違反した者又は疾病その他の事由により共同生活に適さないと認めた者は、校長は、退寮を命ずることができる。

(入寮の選考)

第7条 入寮(継続入寮及び再入寮を含む。)の選考については、別に定める。

(寮費)

第8条 学生寮における寮生の入寮時に必要な経費及び生活上必要な食費・光熱水料・燃料費等の経費(以下「寮費」という。)は、寮生の負担とする。

(宿日直)

第9条 学生寮に、校長が必要と認めたときは、学生寮の管理保全及び学生の生活指導のため教員に宿日直を命ずることができる。

2 宿日直に関し必要なことは、別に定める。

(寮生準則)

第10条 学生寮において、寮生が遵守すべき事項は、別に寮生準則に定める。

(閉寮)

第11条 学生寮は、春季、夏季、冬季及び学年末の各休業日の開始の翌日から終了の前日まで閉寮する。ただし、特別の事情があるときは、校長の承認を得て、その都度変更する。

(雑則)

第12条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この規程は、昭和60年2月4日から施行する。  
(函館工業高等専門学校学寮管理運営規程の廃止)
- 2 函館工業高等専門学校学寮管理運営規程(昭和47. 2. 14制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第49号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和 8 年 6 月 16 日函高専達第 6 号)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。